



放射性物質汚染廃棄物の 処理状況について

平成26年7月

放射性物質汚染対処特措法に基づく廃棄物の処理

原子力事業所内及びその周辺に飛散した廃棄物の処理

関係原子力事業者が実施

特定廃棄物

①対策地域内廃棄物

環境大臣による汚染廃棄物対策地域※の指定

※廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されている等一定の要件に該当する地域を指定

環境大臣による対策地域内廃棄物
処理計画の策定

国が対策地域内廃棄物処理計画に
基づき処理

浄水汚泥、下水汚泥、焼却灰等の汚染状況の調査及び環境大臣への報告
(特措法第16条)

廃棄物の調査に基づく環境大臣の指定の申請
(特措法第18条)

②指定廃棄物

環境大臣による指定廃棄物の指定
※汚染状態が一定基準(8,000Bq/kg)超の廃棄物

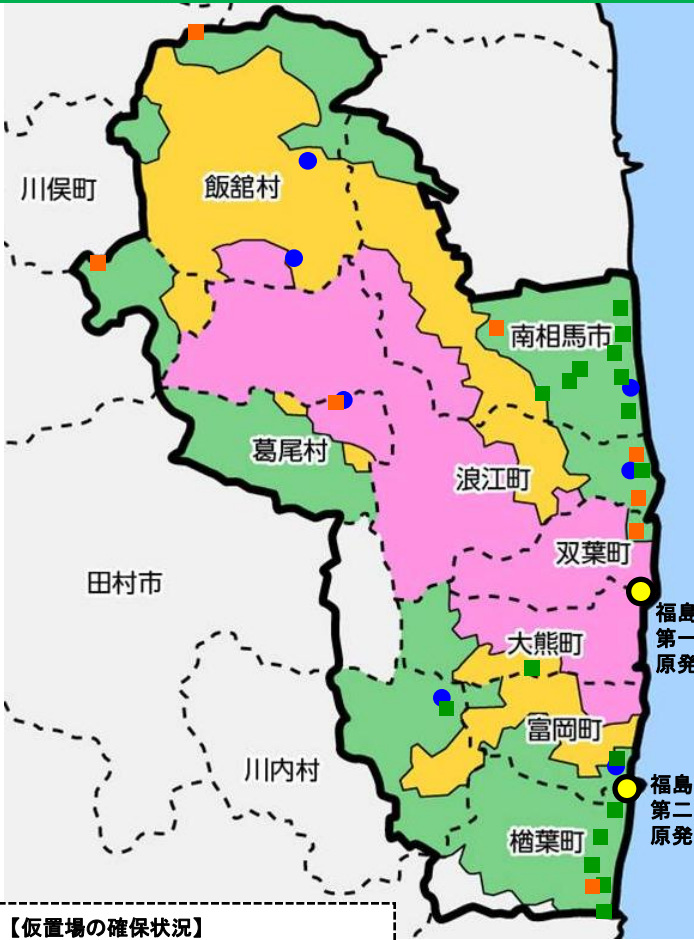
国が処理

不法投棄等の禁止

特定廃棄物以外の汚染レベルの低い廃棄物

廃棄物処理法の規定を適用(市町村等が処理、一定の範囲については特別の基準を適用)

国直轄による福島県における災害廃棄物等の処理進捗状況(H26.6.24現在)



【仮置場の確保状況】
 ■: 供用開始済 ■: 工事中又は準備中 ● 仮設焼却炉(設置予定)
 □ 汚染廃棄物対策地域 □ 避難指示解除準備区域
 □ 居住制限区域 □ 帰還困難区域



撤去前

撤去前(平成25年5月)



撤去後

撤去後(平成25年6月)

楢葉町前原地区における災害廃棄物等の撤去状況

対策地域内廃棄物処理計画(平成25年12月26日一部改定)に基づき、帰還の妨げとなる廃棄物の撤去と仮置場への搬入を優先目標として、災害廃棄物等の処理を実施中。

【帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入状況】

- 楢葉町、川内村及び大熊町の3町村で、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入を一通り完了。南相馬市でも目標通り仮置場へ搬入(平成26年3月末)。
- その他の市町村についても、目標に向けて帰還の妨げとなる廃棄物の早期撤去及び仮置場への搬入を実施中。

【仮置場の確保状況】

- 当面必要な仮置場25箇所を確保し、うち、17箇所において供用開始済。
- 残り8箇所については、工事中又は準備中であり、搬入準備が整い次第、順次供用開始予定。
- 仮置場における地下水放射能濃度、粉じん濃度、敷地境界空間線量率についての環境モニタリングデータを公表中。
 <<http://taisakuchiiki-daiko.env.go.jp/>>

【仮設焼却炉の設置状況】

建設工事中	飯舘村(小宮地区)、川内村
建設手続き・建設工事準備中	南相馬市、富岡町、飯舘村(蔭平地区)、葛尾村
事業者選定中	浪江町
地元調整中	楢葉町
処理方針検討中	大熊町、双葉町、川俣町

※田村市については既存の処理施設で処理中。



楢葉町前原地区における仮置場整備工事(平成26年4月)



飯舘村小宮地区における仮設焼却炉の建設状況(平成26年6月)

福島県内の仮設焼却施設等進捗状況(H26.6.24現在)

	立地場所	施設概要		進捗状況
		処理対象物	処理能力	
対策地域内廃棄物処理(国直轄)	南相馬市	市内の災害廃棄物、片付けごみ	200t/日	・小高区内の工場跡地における設置に向けて建設手続・建設工事準備中
	浪江町	町内の災害廃棄物、片付けごみ、除染廃棄物	300t/日	・棚塩地区における設置に向けて事業者選定中
	双葉町	-	-	・帰還困難区域における処理方針を踏まえて検討
	大熊町	-	-	・帰還困難区域における処理方針を踏まえて検討
	富岡町	町内の災害廃棄物、片付けごみ、除染廃棄物	500t/日	・津波被災地(毛萱地区及び仏浜地区)における設置に向けて建設手続・建設工事準備中
	楡葉町	町内の災害廃棄物、片付けごみ、除染廃棄物	120t/日(想定)	・波倉地区における設置に向けて地元調整中
	川俣町	-	-	・処理方針検討中
	葛尾村	村内の災害廃棄物、片付けごみ、除染廃棄物	200t/日	・地蔵沢地区における設置に向けて建設手続・建設工事準備中
	田村市	-	-	・設置しない方針(既存の処理施設にて処理中)
	川内村	村内の災害廃棄物、片付けごみ	7t/日	・五枚沢地区における設置に向けて建設工事中
飯舘村	<飯舘クリーンセンター(小宮地区)> 村内の片付けごみ	5t/日	・小宮地区における設置に向けて建設工事中	
	<蕨平地区> 村内の家屋解体ごみ等と除染廃棄物、及び 村外5市町の下水汚泥・農林業系廃棄物	240t/日	・蕨平地区における設置に向けて建設手続・建設工事準備中	

立地場所	施設概要		進捗状況	
	処理対象物	処理能力		
指定廃棄物処理(国直轄)	飯舘村	<蕨平(仮設資材化実証事業)> 村内の焼却炉から発生する焼却灰と村内の除染土壌の一部を用いて、再生利用可能な資材を生成する実証事業	10t/日	・蕨平地区における設置に向けて建設手続・建設工事準備中
	田村市・川内村	・県中、県南、いわき、川内村、会津、南会津の農林業系廃棄物、下水汚泥(想定) ・田村市、川内村内の除染実施区域(20km圏外)の除染廃棄物	未定	・事前調査の実施について検討中
	郡山市	県中浄化センター(福島県が管理する流域下水道)の下水汚泥	90t/日	・平成26年3月末日をもって事業終了(平成26年度から福島県が焼却処理を継続)
	鮫川村	村内の農林業系廃棄物、除染廃棄物	1.2t/日	・平成26年1月30日から3月14日まで確認運転実施 ・平成26年3月18日から本格運転を再開
災害廃棄物国代行処理	相馬市	相馬市、新地町内の災害廃棄物(追加的に相馬市内の除染廃棄物と農林業系廃棄物を相馬市が処理)	570t/日	・平成26年1月16日から相馬市内の除染廃棄物及び農林業系廃棄物の処理を実施中 ・平成26年3月までに災害廃棄物の処理を概ね終了
	広野町	町内の災害廃棄物、除染廃棄物、農林業系廃棄物(除染廃棄物と農林業系廃棄物は、町が処理)	80t/日	・建設に先立ち、敷地内の造成工事を実施中 ・岩沢地区における設置に向けて建設手続・建設工事準備中
	南相馬市	市内(避難区域を除く)の災害廃棄物	200t/日(想定)	・平成26年3月7日に市長から代行処理要請を受領し、3月12日に市に対して災害廃棄物処理実施通知書を発出

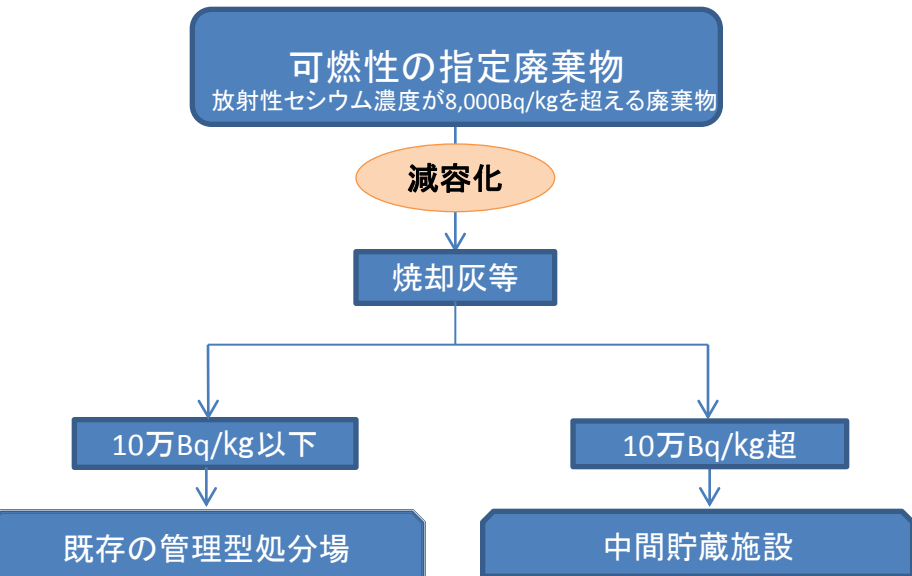
指定廃棄物の指定状況(平成26年3月31日時点)

都道府県	焼却灰				浄水発生土 (上水)		浄水発生土 (工水)		下水汚泥 ※焼却灰含む		農業集落 排水汚泥		農林業系副産物 (稲わらなど)		その他		合計	
	焼却灰(一般)		焼却灰(産廃)		件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)
	件	数量(t)	件	数量(t)														
岩手県	7	193.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	275.8	9	468.9
宮城県	0	0	0	0	8	1,011.2	0	0	0	0	0	0	2	2,238.2	7	21.6	17	3,271.0
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2.7	3	2.7
福島県	266	90,910.0	72	2,577.9	33	2,222.9	3	168.1	46	8,957.9	0	0	14	1,862.7	63	12,352.5	497	119,052.0
茨城県	20	2,380.1	0	0	0	0	0	0	2	925.8	0	0	0	0	2	226.9	24	3,532.8
栃木県	24	2,447.4	0	0	14	727.5	0 (1)	0 (66.6)	8	2,200	0	0	12	5,117	4	7.9	62	10,499.8
群馬県	0	0	0	0	6	545.8	1	127	5	513.9	0	0	0	0	0	0	12	1,186.7
千葉県	46	2,717.7	2	0.6	0	0	0	0	1	542	0	0	0	0	10	403.5	59	3,663.8
東京都	1	980.7	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	981.7
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2.9	3	2.9
新潟県	0	0	0	0	4	1,017.9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1,017.9
静岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8.6	1	8.6
合計	364	99,628.9	75	2,579.5	65	5,525.3	4	295.1	62	13,139.6	0	0	28	9,217.9	95	13,302.5	693	143,689

※栃木県の浄水発生土(工水)(1件、66.6t)は、上水と兼用の施設で発生したものであり、浄水発生土(上水)に含めた。

福島県内の指定廃棄物の処理の進め方

焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を進めています。福島県内で発生した指定廃棄物については、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超え10万Bq/kg以下のものは既存の管理型処分場、10万Bq/kgを超えるものは、中間貯蔵施設に搬入することとしています。



これまでの対応経緯

- 平成25年12月14日 環境大臣及び復興大臣が、福島県を訪れ、管理型処分場（フクシマエコテッククリーンセンター）の活用と中間貯蔵施設の設置について受け入れを要請。
- 平成26年2月12日に福島県知事から、「中間貯蔵施設・管理型処分場活用計画案の見直しについて」申入れ。
- 3月27日に環境大臣・復興大臣より申入れに対して回答。（富岡町）
- 2月3日、4月10日、5月23日 全員協議会で説明
- 6月8、14、15日 住民説明会で説明（楢葉町）
- 4月18日 全員協議会で説明
- 4月19日、20日 住民説明会で説明

減容化事業の例

福島市堀河町終末処理場における下水汚泥減容化事業

平成25年4月から、稼働中

福島県県中浄化センター（郡山市）における下水汚泥焼却事業

平成26年3月末日をもって、場内の指定廃棄物の焼却事業を終了。
平成26年度以降は、福島県が8,000Bq/kg以下の焼却処理を継続。

福島県鮫川村における農林業系副産物等処理実証事業

主灰コンベア破損事故による停止後、平成26年3月から運転を再開。

福島県飯舘村蕨平地区における可燃性廃棄物減容化事業

飯舘村と環境省が、飯舘村だけでなく、村外の5市町の汚染廃棄物を減容化する事業に着手することを平成25年10月に合意し、公表。平成26年3月に事業の契約を締結し、平成27年夏頃を目途に焼却開始予定。



関係5県における指定廃棄物の処理に関する動き

(宮城県・栃木県・千葉県・茨城県・群馬県)

指定廃棄物:ごみ焼却灰、下水汚泥、浄水発生土、農林業系副産物等について、12都県で143,689トンが発生(平成26年3月31日現在)

これまでの経緯

(1)放射性物質汚染対処特措法(平成24年1月1日完全施行)

放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超える焼却灰等の指定廃棄物は、国が処分。

(2)特措法に基づく基本方針(平成23年11月11日閣議決定)

指定廃棄物の処理は、排出された都道府県内で行う。

(3)指定廃棄物の今後の処理の方針(平成24年3月30日 環境省公表)

指定廃棄物が多量に発生し、保管がひっ迫している都道府県では、国が必要な処分場等を集約して設置。

(4)処分場の候補地提示(平成24年9月)

栃木県及び茨城県において候補地を提示したが、地元の反発が強く、地元への説明は未実施。

新たな選定プロセス

➤ 平成25年2月25日、前政権下での指定廃棄物の最終処分場の候補地選定に係る取組について検証を行い、これまでの選定プロセスを大幅に見直すことについて公表

①市町村長会議の開催を通じた共通理解の醸成

・指定廃棄物処理に向けた共通理解の醸成。地域の実情に応じて考慮すべき具体的な事項についても、選定作業において十分配慮。

②専門家で構成される有識者会議による評価の実施

・施設の安全性の確保に関する考え方の議論。候補地の選定手順、評価項目・評価基準の議論

③候補地の安全性に関する詳細調査の実施

・候補地の安全性に関する詳細調査(ボーリング等による地盤、地質、地下水等)の実施、評価

有識者会議、市町村長会議の開催状況

市町村長会議

<宮城県>

第1回:H24.10.25

第2回:H25.3.28

第3回:H25.5.29

第4回:H25.11.11

→宮城県における候補地の選定手法が確定

第5回:H26.1.20

→詳細調査の候補地を3カ所提示

<栃木県>

第1回:H25.4.5

第2回:H25.5.27

第3回:H25.8.27

第4回:H25.12.24

→栃木県における候補地の選定手法が確定

<千葉県>

第1回:H25.4.10

第2回:H25.6.3

第3回:H26.1.9

第4回:H26.4.17

→千葉県における候補地の選定手法が確定

<茨城県>

第1回:H25.4.12

第2回:H25.6.27

第3回:H25.12.25

<群馬県>

第1回:H25.4.19

第2回:H25.7.1

国・宮城県・3市町会談

第1回:H26.5.26

第2回:H26.6.9

第3回:H26.6.16

第4回:H26.6.30

有識者会議

- 第1回:H25.3.16 →最終処分場の安全性について了承
- 第2回:H25.4.22
- 第3回:H25.5.10
- 第4回:H25.5.21 →候補地の選定手順案について了承
- 第5回:H25.7.16
- 第6回:H25.10.4 →候補地選定に係る評価項目・評価基準等の基本的な案について了承

廃棄物焼却施設における排ガス等の測定実績

バグフィルターを備えた福島県内の一般廃棄物焼却施設及び環境省の代行事業・直轄事業における測定実績では、排ガス中の放射性セシウムは、全て「不検出」(検出下限値※未満)となっている。

市町村・組合名	施設名	排ガス		飛灰(ばいじん)(注)	
		測定日	測定結果 (Bq/m ³)	測定日	測定結果(Bq/kg)
			Cs134/ Cs137		Cs134+Cs137
福島市	あぶくまクリーンセンター	平成24年2月～10月	不検出	平成24年3月～10月	3,110～32,150
福島市	あらかわクリーンセンター	平成24年2月～10月	不検出	平成24年1月～10月	19,670～67,400
郡山市	河内クリーンセンター	平成24年2月～10月	不検出	平成24年2月～10月	1,787～18,850
郡山市	富久山クリーンセンター	平成24年2月～10月	不検出	平成24年3月～10月	3,640～20,050
南相馬市	クリーン原町センター	平成24年10月	不検出	平成24年10月	11,300
いわき市	南部清掃センター	平成24年2月～10月	不検出	平成24年2月～9月	6,100～9,800
いわき市	北部清掃センター	平成24年2月～10月	不検出	平成24年2月～10月	6,760～12,710
田村広域行政組合	田村東部環境センター	平成24年8月～10月	不検出	平成24年8月～10月	2,790～5,900
田村広域行政組合	田村西部環境センター	平成24年6月～10月	不検出	平成24年6月～10月	5,200～11,300
白河地方広域市町村圏整備組合	西白河地方クリーンセンター	平成24年5月～8月	不検出	平成24年5月～8月	5,255～24,200
会津若松地方広域市町村圏整備組合	環境センターごみ焼却処理施設	平成24年2月～10月	不検出	平成24年1月～10月	1,150～7,100
喜多方地方広域市町村圏組合	環境センター山都工場	平成24年2月～10月	不検出	平成24年1月～10月	570～4,500
相馬方部衛生組合	ごみ焼却場	平成24年2月～8月	不検出	平成24年2月～8月	4,417～12,000
相馬方部衛生組合	光陽クリーンセンター	平成24年9月～10月	不検出	平成24年9月～10月	5,200～6,800
相馬市・新地町(環境省代行事業)	災害廃棄物代行炉	平成25年2月～平成26年3月	不検出	平成25年1月～平成26年3月	520～14,710
岩手県一関市(環境省実証事業)	大東清掃センター	平成24年2月～平成25年3月	不検出	平成24年2月～平成25年3月	516～3,914
郡山市(環境省実証事業)	福島県県中浄化センター	平成25年9月～平成26年3月	不検出	平成25年9月～平成26年3月	2,756～20,735
鮫川村(環境省実証事業)		平成26年3月～5月	不検出	平成26年3月～5月	26,200～44,000

※排ガス測定の検出下限値は廃棄物関係ガイドラインにより2Bq/m³以下と定めている。

(注)一部の施設では主灰と飛灰の混合灰の場合も含む。

災害廃棄物及び可燃性除染廃棄物等の処理事業（福島県相馬市：国代行事業）

1. 事業実施期間：平成25年1月～平成26年3月、相馬市災害廃棄物等は平成26年度も継続処理（3号炉）
2. 処理量：相馬市及び新地町の災害廃棄物（約79,000t（3炉合計））及び相馬市の可燃性除染廃棄物等（約3,800t（平成26年1月～平成26年3月）を3号炉を用いて災害廃棄物と混合焼却）について仮設焼却炉にて処理した。
処理方式・能力：ストーカ炉、約570t／日（計3炉）、排ガス処理方式：バグフィルター＋消石灰、活性炭

3. 主な測定項目の結果

- ① 焼却前の対象物の放射性セシウム濃度
災害廃棄物については、200～1,500Bq/kg程度の値であった。
- ② 排ガス中の放射性セシウム濃度
バグフィルターによる処理後の排ガスの放射性セシウム濃度は、いずれの炉においても検出下限値未満(ND)であった。
- ③ 排ガス中のばいじん濃度
バグフィルターによる処理後の排ガスのばいじん濃度は、検出下限値(0.8mg/m³N)未満～2mg/m³N程度の低い値であった。また、ばいじん濃度計（連続分析計）による連続測定を行い、焼却中は異常のないことを常に確認。
- ④ 焼却灰の放射性セシウム濃度
焼却灰（飛灰）の放射性セシウム濃度（平成26年1月～3月の実績）を下表に示す。
平成25年2月からの全データ；http://www.env.go.jp/jishin/waste/daiko_soma_shinchi.html

焼却炉	測定日	Cs-134			Cs-137			合計			備考
1号炉	1/8～2/9	430	～	790	1,090	～	1,960	1,550	～	2,750	新地町の災害廃棄物
2号炉	1/9～3/14	280	～	810	710	～	2,050	990	～	2,860	新地町の災害廃棄物
3号炉	1/11～1/15	290	～	760	680	～	1,930	970	～	2,690	相馬市の災害廃棄物
	1/16～3/30	390	～	4,190	1,030	～	10,520	1,420	～	14,710	相馬市の除染廃棄物等混焼

⑤ 空間線量率

敷地境界4箇所（東、西、南、北）における空間線量率は、焼却開始前と比べ上昇は見られなかった。

<結果概要>

- 仮設焼却炉において、災害廃棄物及び可燃性除染廃棄物を焼却したところ、排ガスの放射性セシウム濃度の測定結果はいずれも検出下限値以下であり、規則で定める施設周辺の大気中の濃度限度を十分下回っていることが確認できた。
- 焼却施設の敷地境界の空間線量率は、焼却前の値に比べて上昇していないなど、処理期間中において、焼却の実施による放射性セシウムの周辺環境への影響は見られなかった。

放射性物質を含む可燃性廃棄物（牧草）焼却実証事業（岩手県一関市：国実証事業）

1. 事業実施期間：平成24年1月～平成25年3月
2. 処理量：牧草1,202t(8,000Bq/kg以下を含む)について、既存の焼却施設（大東清掃センター）を活用して一般廃棄物と合わせて焼却した。
処理方式・能力：流動床式焼却炉・40t/日（2炉）、排ガス処理方式：バグフィルタ+活性炭吸着塔
3. 主な測定項目の結果
 - ① 焼却前の牧草の放射性セシウム濃度
牧草の放射性セシウム濃度は、最大で約20,000Bq/kgであった。
 - ② 排ガス中の放射性セシウム濃度
バグフィルタによる処理後の排ガスの放射性セシウム濃度は、いずれも検出下限値未満(ND)であった。
 - ③ 排ガス中のばいじん濃度
バグフィルタによる処理後の排ガスのばいじん濃度は、5mg/m³N～10mg/m³N程度の低い値であった。また、ばいじん濃度計（連続分析計）による連続測定を行い、焼却中は異常のないことを常に確認。
 - ④ 焼却灰の放射性セシウム濃度
焼却灰（飛灰）は516Bq/kg～3,914Bq/kgであった。
 - ⑤ 空間線量率
敷地境界4箇所空間線量率は、牧草の焼却開始前と比べ上昇は見られなかった。

<結果概要>

- 既存の一般廃棄物焼却施設において、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超える牧草を一般ごみと合わせて焼却したところ、排ガスの放射性セシウム濃度の測定結果はいずれも検出下限値以下であり、規則で定める施設周辺の大気中の濃度限度を十分下回っていることが確認できた。
- 焼却する牧草の量を調整することで、焼却灰の放射性セシウム濃度を8,000Bq/kg以下に抑えることができた。
- 焼却施設の敷地境界の空間線量率は、牧草焼却前の値に比べて上昇していないなど、牧草の処理期間中において、焼却の実施による放射性セシウムの周辺環境への影響は見られなかった。

以上の結果により、既存の廃棄物処理施設を活用して、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超える牧草を安全に焼却できることが確認できた。

下水汚泥（指定廃棄物）の焼却実証事業（福島県県中浄化センター：国直轄事業）

1. 事業実施期間：平成25年9月～平成26年3月
2. 処理量：下水汚泥等約18,000tについて、センター内に設置した仮設焼却施設において焼却処理した。
処理方式・能力：流動床焼却炉、90t/日、排ガス処理方式：バグフィルタ+苛性ソーダ(NaOH)
3. 主な測定項目の結果
 - ① 脱水汚泥の放射性セシウム濃度
脱水汚泥の放射性セシウム濃度は、事故後の平成23年4月、5月は20,000Bq/kgを超える(最大で26,400Bq/kg)ことがあったが、その後は減少し、平成26年3月では晴天時で約300Bq/kg、雨天時で最大約1,500Bq/kgであった。
 - ② 排ガス中の放射性セシウム濃度
バグフィルターによる処理後の排ガスの放射性セシウム濃度は、いずれも検出下限値未満(ND)であった。
 - ③ 排ガス中のばいじん濃度
バグフィルターによる処理後の排ガスのばいじん濃度は、検出下限値(1mg/m³N)未満～4mg/m³程度の低い値であった。また、ばいじん濃度計(連続分析計)による連続測定を行い、焼却中は異常のないことを常に確認。
 - ④ 焼却灰の放射性セシウム濃度
焼却灰(ばいじん)の放射性セシウム濃度は2,756～20,735Bq/kgであった。
 - ⑤ 空間線量率
敷地境界における空間線量率は、焼却灰の保管場所の近傍のモニタリングポストで0.1 μ Sv/h 未満の上昇があったものの、その他箇所では上昇はなく、焼却による上昇は見られなかった。

<結果概要>

- 焼却処理における排ガス及び建屋からの排気の処理後の放射性セシウム濃度は、いずれも検出下限値以下であり、規則で定める施設周辺の大気中の濃度限度を十分下回っていることが確認できた。
- 処理施設の敷地境界の空間線量率は、焼却処理前の値に比べて上昇していないなど、処理期間中において、処理の実施による放射性セシウムの周辺環境への影響は見られなかった。
- 平成26年3月末日をもって、場内の指定廃棄物の焼却事業を終了。平成26年度以降は、福島県が8,000Bq/kg以下の焼却処理を継続。

農林業系副産物等処理実証事業（福島県鮫川村：国直轄事業）

1. 事業実施期間：平成25年7月～平成27年10月予定（平成25年8月末～平成26年1月末まで休止）
平成26年1月下旬～平成26年3月中旬（確認運転）、3月18日から本格運転を再開
2. 処理量：本格運転（中25日間）で、除染廃棄物と牧草、落葉又は稲わらを、合計30.0t仮設焼却炉において焼却処理した。
処理方式・能力：傾斜回転床炉・1.5t/日、排ガス処理方式：バグフィルタ＋消石灰、活性炭＋HEPAフィルタ
3. 主な測定項目の結果（本格運転時）
 - ① 焼却前の対象物の放射性セシウム濃度
対象物の放射性Cs濃度は、3,170～4,300Bq/kgであった。
 - ② 排ガス中の放射性セシウム濃度
バグフィルターによる処理後の排ガスの放射性セシウム濃度は、いずれも検出下限値未満(ND)であった。
 - ③ 排ガス中のばいじん濃度
バグフィルターによる処理後の排ガスのばいじん濃度は、0.01未満から0.29mg/m³N程度の低い値であった。また、ばいじん濃度計（連続分析計）による連続測定を行い、焼却中は異常のないことを常に確認。
 - ④ 焼却灰の放射性セシウム濃度
焼却飛灰中の放射性セシウム濃度は、26,200～44,000Bq/kgであった。
 - ⑤ 空間線量率
敷地境界の4箇所（東、北西、南西、北）における空間線量率は、焼却処理（確認運転）後、焼却開始前と比べ上昇は見られなかった。

<本格運転結果の概要>

- 排ガス中の放射性セシウムは検出されず、良好な運転状況を維持。
- 施設内及び施設周辺8箇所の空間線量率は、焼却処理前や確認運転中と比べて変化なし。

下水汚泥（指定廃棄物）の減容化事業（福島市下水道管理センター：国直轄事業）

1. 事業実施期間：平成25年4月～
2. 処理量：保管されている脱水汚泥と平成25年4月以降に発生している脱水汚泥を混合して乾燥処理し、重量を約1/5にしている。
※乾燥汚泥のドラム缶封入量：986t（平成26年3月末運転実績）
処理方式・能力：ドラム式乾燥処理、30t/日、排ガス処理方式：バグフィルタ＋脱臭炉熱分解
3. 主な測定項目の結果
 - ① 乾燥処理前の脱水汚泥の放射性セシウム濃度
処理前の脱水汚泥の放射性セシウム濃度は、事故後の平成23年5月、6月は100,000Bq/kgを超える（最大で446,000Bq/kg）ことがあったが、その後は減少し平成24年8月以降は10,000Bq/kg以下となり、平成26年3月では約3,000Bq/kgであった。
 - ② 排ガス中の放射性セシウム濃度
バグフィルターによる処理後の排ガスの放射性セシウム濃度は、いずれも検出下限値未満(ND)であった。
 - ③ 排ガスばいじん濃度
バグフィルターによる処理後の排ガスのばいじん濃度は、1～3mg/m³N程度の低い値であった。また、ばいじん濃度計（連続分析計）による連続測定を行い、焼却中は異常のないことを常に確認。
 - ④ 乾燥汚泥の放射性セシウム濃度
処理後の乾燥汚泥中の放射性セシウム濃度は13,020Bq/kg～84,900Bq/kgであった。
 - ⑤ 空間線量率
敷地境界の6箇所（敷地北西、西、南西、北東、東、南東）における空間線量率は、焼却開始前と比べ上昇は見られなかった。

<結果概要>

- 乾燥処理にける乾燥設備及び建屋からの排気の処理後の放射性セシウム濃度は、いずれも検出下限値以下であり、規則で定める施設周辺の大気中の濃度限度を十分下回っていることが確認できている。
- 処理施設の敷地境界の空間線量率は、乾燥処理前の値に比べて上昇していないなど、処理期間中において、処理の実施による放射性セシウムの周辺環境への影響は見られていない。